



### 3. 花と緑に包まれた魅力的なまちづくりを進める

#### (1) 道路・河川の緑化推進

##### ①道路の緑化

- ・国道50号バイパス等広域幹線道路及び都市内幹線道路については、騒音や排気ガスの軽減、火災発生時の延焼遮断、都市景観の向上などの機能を強化するよう、可能な限り道路空間の緑化を推進します。また現道幅員・計画幅員の範囲で、植樹帯等の設置が困難な場合には、沿道市民の主体的な参加のもとで沿道の緑化を進めます。
- ・中心市街地の主軸となる道路においては、名所となる並木道づくりを検討します。
- ・補助幹線道路など地区の主軸となる道路については、各道路の特色づくり・雰囲気づくりを進め、市民に親しまれる道路づくりに努めます。
- ・道路の植樹帯については、自然な形で生育できるようなせん定、欠損箇所の補充に努めるとともに、沿道市民の主体的な参加や「街路樹愛護会」の設立を促し、落葉やゴミの定期的な回収等適切な維持管理への協力を要請します。

##### ②河川などの緑化

- ・河川などの水辺は、うるおいある景観の形成に果たす役割が大きいことから、河川等管理者との調整を図りながら計画的な緑化に努めます。

#### (2) 公共公益施設の緑化推進

##### ①公共公益施設の緑化

- ・地区の拠点施設として多くの市民が集まる学校・庁舎・公民館・集会所等については、季節感のある花木やシンボルとなる高木の植栽、コンクリート塀や金網フェンスとなっている箇所の緑化修景等を行うなど、緑化活動を先導する役割を担うような計画的な緑化を推進します。
- ・災害時に避難場所となる学校等では、接道部の生垣、防火樹種による植栽帯の設置などの緑化を推進し、防災性の強化を図ります。
- ・学校施設においては、環境学習の場となるビオトープの整備を検討するほか、児童生徒による花づくりや樹木の管理など環境学習の充実を図ります。また、砂塵飛散防止や気象緩和、環境学習の場としての機能等を確保するため、校庭の芝生化を検討します。



##### ②都市公園等の緑化

- ・都市公園等の緑化にあたっては、地区の拠点となる個々の公園等の特徴を表すような花や樹木を導入します。
- ・野鳥や昆虫が自生・生息するビオトープづくりを考慮した樹種の選定、緑化方法を施し、身近に小動物とふれあうことのできる空間づくりに努めます。
- ・地震や都市火災などの災害時の避難地としての公園機能を高めるため、必要に応じて延焼や輻射熱の防止に役立つ樹種の樹木を配置するなど、防災にも配慮した緑化を推進します。
- ・公園内の安全を確保するため、樹木のせん定など犯罪からの死角を生じないように、適切な維持・管理に努めます。

- 今後の都市公園等の新設・再整備にあたっては、街区公園・運動公園の緑化率30%以上、その他の都市公園の緑化率50%以上を目標とする国の基準(緑の政策大綱(平成6年7月))を踏まえた、積極的な緑化に努めます。

### (3) 民有地の緑化促進

#### ①住宅地の緑化

- 住宅地において連続した緑を創出し、良好な景観の形成と防災性の向上を図るため、市民に対し接道部の生垣化、庭における花壇づくりや植樹、軒先・窓辺・玄関回りなどでのプランターなどによる緑化を奨励します。
- これら市民が主体的に実施する緑化に対し、草花や苗木の配布事業、生垣助成制度等の充実と一層の周知に努めるとともに、必要に応じ、地区緑化に関しての緑地協定の締結や地区計画制度の導入を促すほか、緑化率を定める緑化地域の指定を検討します。

#### ②商業地の緑化

- まちの顔としての華やかさや魅力を向上させるため、商工会議所等関係機関との協働により、歩行者空間や店先などでのプランターなどによる緑化を推進します。
- これら市民や事業者等が主体的に実施する緑化に対し、緑地協定の締結や地区計画制度の導入を促すほか、緑化率を定める緑化地域の指定を検討します。

#### ③事業所・工場の緑化

- うるおいある景観の形成や公害防止、防災機能の向上を図るため、工場敷地内の緑化面積の確保、接道部の緑化を要請します。
- 緑化余地の少ない事業所・工場については、その拡大に努めながら、壁面緑化・屋上緑化等についての取り組みを促します。